

## 健康保険被扶養者調査（一斉資格確認調査）について

令和6年度より「マイナンバーを基に情報照会を利用した被扶養者調査（一斉資格確認調査）」を実施いたします。  
 情報照会で被扶養者全員を照会し、情報（収入等）を取得できた方に対し先に扶養確認を行うことにより、情報照会で扶養状況の判断ができない方のみに調査票を発行するよう変更します。  
 そのため、一部の方だけが被扶養者調査の対象となるような形に見えますが、被扶養者全員の資格や収入確認が行われることには変わりはありません。

### 1. 実施要領

送付対象者	情報照会で扶養状況の判断ができない方
留意事項	「被扶養者調査票の記載内容」「被保険者が記入した内容」と「住民票謄本」「所得証明書」「添付確証」を用いて扶養実態を判断するため調査票と確証の整合性を確認して、提出期限までに調査票と確証を事業所の健康保険担当者に提出してください。

### 2. 審査の結果

引続き認定の場合	当組合からの通知はありません。
不認定の場合	被保険者あてに被扶養者削除通知を送付しますので、記載されてる提出期限内に「被扶養者届（減少用）」を必ずご提出ください。 認定基準外と判断された方や、提出期限までに調査票や添付書類を提出されない方は、令和6年12月1日付で扶養から削除します。 なお、当該被扶養者の「被扶養者届（減少用）」を提出されない場合は、令和6年12月1日付で強制削除とします。 医療機関等から強制削除日以降の医療費が当組合に請求された場合、医療費の7割相当額を被保険者に請求します。（この医療費は、当該被扶養者が新たに加入される保険者に療養費支給申請すれば、全額返金されます。）

### 3. 注意事項

被扶養者が健康保険の扶養条件から外れている場合、早急に「被扶養者届（減少用）」をご提出ください。

### 4. 扶養調査日程（年度や状況により変更があります）

	開始月			開始月翌月			健保審査期間			削除通知			強制削除
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	
当組合より調査用紙送付	●年●月●日 → 現在の被扶養者												
調査票の回収	▲年▲月▲日 被保険者へ			■年■月■日 → 当組合必着			添付書類内容を確認し送付ください						
当組合での審査	随時受付						不備整備 依頼						
削除通知送付 被扶養者削除日							→ 随時送付			被保険者へ通知 → 削除保険証回収			※年※月※日 強制削除（喪失）